

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領Q&A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>QA1～9 (略)</p> <p>(対象企業)</p> <p>Q10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。</p> <p>A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」の他に、<u>中小企業信用保険法と同様に、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人</u>です。</p> <p>QA11～39 (略)</p>	<p>QA1～9 (略)</p> <p>(対象企業)</p> <p>Q10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。</p> <p>A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」のとおりです。</p> <p>QA11～39 (略)</p>